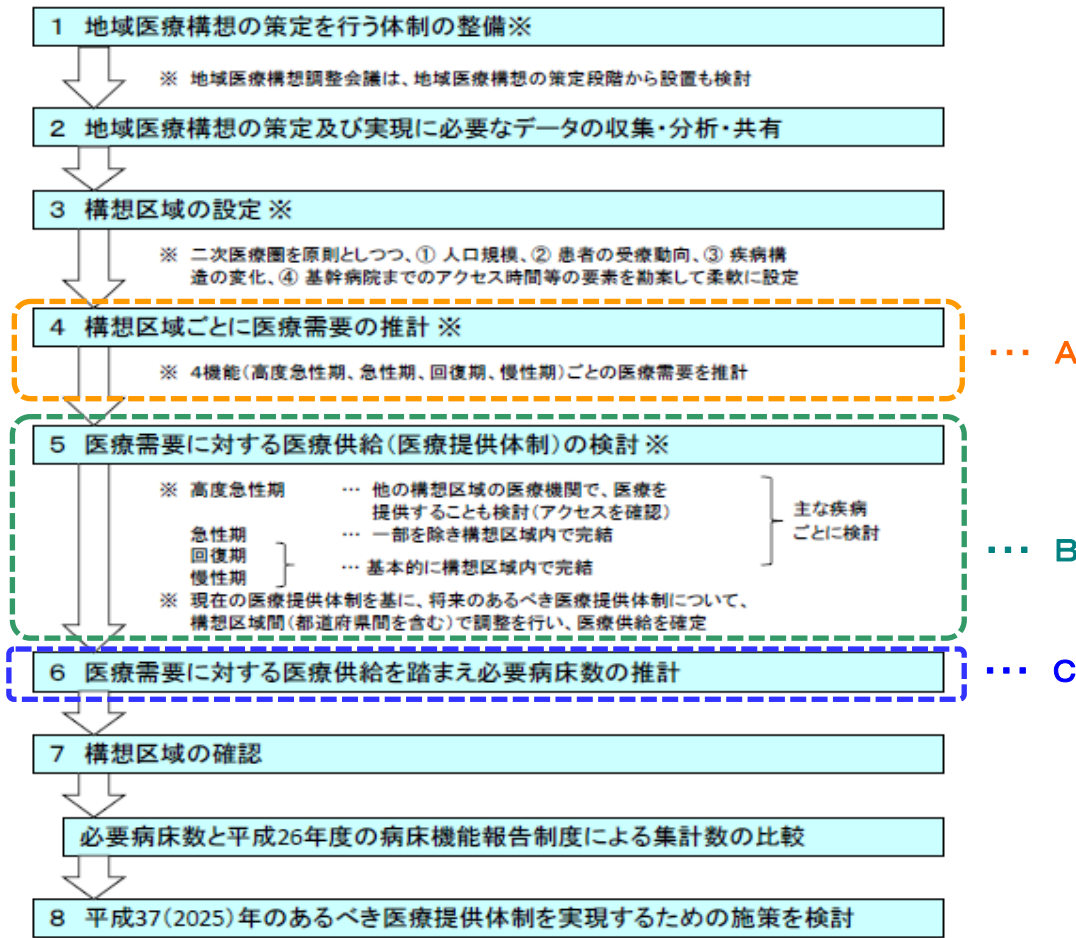


◆ 地域医療構想の策定プロセス



(地域医療構想策定ガイドラインP6より作成)

◆ 医療需要に対する医療供給を踏まえた病床の必要量(必要病床数)の推計

I 都道府県の構想区域ごとに、患者住所地に基づき推計した医療需要(①)と、現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数(他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの)(②)を比較する。

II 都道府県は、関係する都道府県や都道府県内の医療関係者との間で供給数の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数(③)を確定する。

III 推定供給数(③)を病床稼働率で除して得た数を、各構想区域における平成37年(2025年)の病床の必要量(必要病床数)(④)とする。

図7 各構想区域における病床の機能区分ごとの医療需要に対する医療供給(医療提供体制)の状況(脳卒中、心筋梗塞等の主な疾病についても同様の表を作成)

推計年度 平成37年(2025年)

	2025年における	2025年における医療供給(医療提供体制)		
	医療需要 (当該構想区域に居住する患者の医療需要)(①)	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの(②)※	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの(③)	病床の必要量(必要病床数)(③)を基に病床利用率等により算出される病床数(④)
高度急性期 急性期 回復期 慢性期	A 患者住所地に基づく推計	B 医療機関所在地に基づく推計	C 供給数の調整 構想区域で議論	C 病床稼働率で除して得た数

※ 高度急性期、急性期、回復期及び慢性期それぞれにおける②に関して、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

(地域医療構想策定ガイドラインP22,23より作成)